

令和8年度 中泊町放課後児童クラブの利用のご案内

申請受付期間 令和8年1月5日～令和8年2月6日

1. 放課後児童クラブの目的

放課後児童クラブとは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童や疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない小学校児童を対象に学校終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもを支援する事を通して、その子どもの健全育成を図ることを目的としています。

2. 対象児童

中泊町立小学校児童で、保護者が次のいずれかに該当するとき

- (1) 児童の親及び同居している祖父母等が家庭内の外で仕事をしているため、その児童の放課後の保育ができないとき
- (2) 児童の親及び同居している祖父母等が家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をしているため、その児童の放課後の保育ができないとき
- (3) 児童の親及び同居している祖父母等が出産前後、病気、負傷、介護・看護（當時）、身心に障害があるため、その児童の保育ができないとき
- (4) 火災・風水害・地震の災害により、その家庭を失い、又は破損したため、その復旧の間児童の放課後の保育ができないとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして認める場合

※児童クラブの終了時には保護者が迎えに来ることが利用条件となっています

3. 開所日時

開所日	平日（学校がある日）：下校時～午後6時
	土曜日、学校休業日：午前8時～午後6時
休日	日曜日、祝日、年末年始

4. 利用者会費

利用者の日数に関わらず児童1人につき月額1,000円です。

- ・当月の利用がなくても、あらかじめ休止届が提出されていなければ、利用者負担金はかかります。

5. 保険

クラブ活動中はケガや事故に備え「スポーツ安全協会」に加入していただきます。

利用者会費とは別に、入会時に保険加入料として年間800円ご負担いただきます。

6. 入会申請

申請書類により、保護者の就労状況等について入会審査を行い、家庭状況による優先順位が高い順に入会を決定します。

(1) 申請場所 福祉課・小泊支所 または電子申請

(2) 申請に必要な書類

①放課後児童クラブ申請書

②就労証明書（父母各1部）または放課後児童クラブ申立書等、児童の保育を必要とする事実を証明する書類。

※弟妹が保育施設を利用している場合、施設に提出した就労証明のコピーで代用可

(3)受付期間 令和8年1月5日～令和8年2月6日

※電子申請は受付期間よりホームページにリンクを掲載します。

7. 利用決定

(1) 登録申込書に基づき、保育が必要な状態を審査し決定します。

※審査にあたり、クラブの運営上支障があると認められる時は、利用の認定をしないことがあります。あらかじめご了承下さい。

(2) 令和8年4月からの利用申請をされた方については、3月中旬までに利用の可否決定を通知します。

(3) 年度途中から利用される方については、利用開始希望月の前月20日までに登録申込書を提出してください。随時決定を通知します。

(4) クラブの状況によっては、利用をお待ちいただくことがあります。

8. 休止届／休止取消届について

登録児童は、利用日数にかかわらず月額1,000円の会費が発生しますが、休止届を提出すると休止月の利用料は徴収しません。休止届済みの月に急遽利用したい場合は、お迎え時に休止取消届の提出と会費を納めるようおねがいします。

※3ヶ月以上クラブの利用がない場合は児童クラブの登録を解除します。

9. 放課後児童クラブ一覧

小学校名	クラブ名	定員	連絡先
中里小学校	なかよしクラブ	70人	090-1062-0946
武田小学校	風の子クラブ	40人	080-1810-3308
薄市小学校	うすいちっ子クラブ	35人	0173-58-3203
小泊小学校	海の子クラブ	40人	090-7939-8836

«お問い合わせ» 中泊町福祉課福祉係 0173-57-2111(内線1516)

町ホームページ <https://www.town.nakadomari.lg.jp>

QRコード読み込みまたは「中泊町 放課後児童クラブ」で検索

